

白石町で親が住んでいる住宅を 同居のためにリフォームする場合に 最大50万円の補助金 が受け取れます!!



白石町ホームページを
ご確認ください

～白石町みんなで住まいる応援事業補助金～

申請受付期間:令和4年4月1日～令和7年2月28日まで【終了時期は現時点での予定】

※期間内にリフォームが完了し、補助金の申請が可能であることが必要です。また予算の上限により、申請受付出来ない場合があります。

Q 補助金の対象となる人はどんな人?

A 白石町内において、**親が現に住んでいる住宅に同居することを目的として住宅リフォーム工事を行う人**で、次のいずれかに該当する人です。

・補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、**夫婦ともに39歳以下の世帯**

・補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、**世帯に中学生以下の子どもがいる世帯**

※この補助金における**親の定義**については、申請者またはその配偶者の二親等内の直系尊属(父母、祖父母)にあたる人としています。

※この補助金における**同居の定義**については、親が住んでいる住宅と一緒に住むこと(住民票上で同一の世帯となっていることが確認できること)としています。また対象となる建物について住宅と一体化していない同一敷地内の小屋等をリフォームする場合は補助金の対象になりません。住宅との一体化の判断があいまいな物件については、現地を確認させていただく場合があります。

※親名義の住宅を子がリフォームした場合は贈与税の対象となりますので、補助金活用を検討される場合は事前にご相談ください。

Q どんな場合が対象なの?補助金はいくらもらえるの?

A 親が所有(ここで言う所有については親が現に居住しており親の名義にて所有権の**保存または移転の登記が完了**していることを指します)している住宅に対し、以下に記載する**補助対象経費の合計が税抜きで600万円以上**となる場合が対象となります。

○補助対象経費

- ・同居に係る住宅の増築または改築に係る工事費用
- ・屋根、雨樋、柱、外壁等の外装工事費用
- ・床、内壁、天井等の内装工事費用
- ・雨戸、戸、サッシ、ふすま等の建具工事費用
- ・電気、ガス等の設備工事費用
- ・トイレ、風呂、キッチン等の給排水工事費用

×補助対象外経費

- ・住宅以外の物置、車庫、カーポート、その他別棟の改修工事に係る費用
- ・住宅の解体、除却、シロアリ駆除のみ行う工事に係る費用
- ・太陽光発電および蓄電設備の設置または更新に係る費用
- ・庭園、造園、修景施設、門、塀等の外構工事に係る費用
- ・家具または家庭用電気器具の購入、設置等に係る費用
- ・屋外広告物等の設置、更新または修繕工事に係る費用
- ・点検、清掃、消耗品の交換または故障修理に係る費用
- ・白石町他の補助金の対象経費となる費用

補助金の額

消費税を除いた補助対象経費の5%(上限50万円)

※補助金を算定する際、1万円未満の端数は切り捨てます。

Q 要件に当てはまりそう！補助金の申請はどうすれば良いの？

A リフォーム工事の請負契約を締結する前に提出しなければならない書類がありますので注意してください。申請方法の詳細は以下のとおりです。

- ①リフォーム工事に係る業者との**工事請負契約を締結する前に実施届出書を提出**します。また補助金申請時に必要となる**リフォーム工事する箇所の写真を忘れずに撮影**しておいてください。

【実施届出書提出時に必要な書類】

- リフォーム工事に係る見積書（工事内容の内訳が記載されたもの）
- 対象となる住宅の登記事項証明書の写し（佐賀地方法務局武雄支局にて取得）
- 親世帯と申請者世帯の住民票謄本（続柄が記載されたもの）
- 親子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し

- ②リフォーム工事が完了し、工事代金の支払いが完了した上で、工事が完了した住宅に申請者世帯が親世帯と同居を開始（住民票を異動）してから補助金交付申請書を提出することになります。補助金交付申請書の提出期限については、住民票を異動した日から60日を経過した日または、申請する年度の2月末日のいずれか早い日となります。

※住民票の異動が2月後半を予定されている場合は申請期限に注意してください。住民票を異動した日が基準になりますので、例えば住民票の異動日が2月20日前後になると、申請期限までの期間が非常に短くなり申請が間に合わなくなる可能性があります。また、住民票の異動日が3月になる場合は、補助金の申請が来年度になりますので、年齢等の要件に注意してください。

【補助金交付申請書提出時に必要な書類】

- 同居が完了した世帯の住民票謄本（続柄が記載されたもの）
- 世帯全員分の滞納のないことを証する書類（完納証明書）
- リフォーム工事請負契約書および領収証の写し
- リフォーム工事の平面図その他工事内容が確認できる書類
- リフォーム工事の**施工前後の状況が確認できる写真**

- ③申請書を役場が受理後、内容を審査した上で適正であれば申請者に対し補助金の交付決定に係る通知を送付します。申請者は通知があった日から30日を経過した日または、申請する年度の3月末日のいずれか早い日までに請求書を提出してください。

■補助金申請までの流れ（例）

